

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第1区分

【発行日】令和2年10月8日(2020.10.8)

【公開番号】特開2019-38717(P2019-38717A)

【公開日】平成31年3月14日(2019.3.14)

【年通号数】公開・登録公報2019-010

【出願番号】特願2017-161674(P2017-161674)

【国際特許分類】

C 3 0 B 29/16 (2006.01)

H 0 1 B 5/14 (2006.01)

C 3 0 B 25/02 (2006.01)

C 2 3 C 16/448 (2006.01)

C 2 3 C 16/40 (2006.01)

【F I】

C 3 0 B 29/16

H 0 1 B 5/14 A

C 3 0 B 25/02 Z

C 2 3 C 16/448

C 2 3 C 16/40

【手続補正書】

【提出日】令和2年8月20日(2020.8.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

コロンバイトの結晶構造を有する単結晶からなり、実質的に炭素を含まないことを特徴とする単結晶膜。

【請求項2】

前記単結晶が金属酸化物を含む、請求項1に記載の単結晶膜。

【請求項3】

前記金属酸化物がスズ(Sn)を含む、請求項2に記載の単結晶膜。

【請求項4】

前記単結晶が酸化スズ(SnO<sub>2</sub>)を含む、請求項1～3のいずれかに記載の単結晶膜。

。

【請求項5】

さらに、ドーパントを含む、請求項1～4のいずれかに記載の単結晶膜。

【請求項6】

前記ドーパントは、フッ素、銀、又はアンチモンを含む、請求項5に記載の単結晶膜。

【請求項7】

主面が、(100)結晶面又は(200)結晶面である請求項1～6のいずれかに記載の単結晶膜。

【請求項8】

単結晶膜と、非晶膜とが、直接又は他の層を介して積層されている積層構造体であって、単結晶膜が、コロンバイトの結晶構造を有する単結晶からなり、非晶膜が少なくともスズを含むことを特徴とする積層構造体。

**【請求項 9】**

請求項 1 ~ 7 のいずれかに記載の単結晶膜又は請求項 8 に記載の積層構造体を含む、電子機器又は光学機器。